

令和4年度農地等利用最適化
推進施策等に関する意見書

佐世保市農業委員会

本市の農業振興において、日頃から積極的な取り組みにご尽力を賜るとともに、農業委員会の活動に多大なるご協力をいただき深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染者が国内で初めて確認されてから2年以上が経過しました。世界規模のパンデミックにより、市民はそれまでに経験したことのない“非日常的な暮らし”を強いられてきました。

また、ロシア軍のウクライナ侵攻は、世界の社会と経済に混乱をもたらし、小麦をはじめとした食料品やエネルギー資源の価格高騰を引き起こしています。

社会不安が増す出来事が続いておりますが、このような混迷する世界情勢であればこそ、食料の安定供給といった農業が担う役割が重要となってきました。しかしながら、食糧需給の変化、米価の低迷、生産資材価格の高騰、少子高齢化による集落の労働力不足、農地の荒廃等、農業を取り巻く環境は依然として厳しいものがあります。持続可能な開発目標（SDGs）に表わされるような、次の世代が将来にわたって安心して暮らせる社会を構築するためには、農業においても、情報通信技術（ICT）やデジタルトランスフォーメーション（DX）を活用し、インフラ等の基盤整備を行うとともに、農業を支える人材の確保・育成に取り組み、豊かな地域社会を紡いでいかなければなりません。

農業委員会に課せられた最も重要な任務は、『農地等の利用の最適化の推進』です。地域の農地を守り、活かし続けるために、本農業委員会はなお一層「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止・解消」、「新規参入の促進」に努めて参ります。

本市の財政が厳しい状況であることは十分に理解しておりますが、農地等の利用の最適化を効率的かつ効果的に実施するためには、農業施策の企画立案等が不可欠であることから、関係機関において考慮していただきたく、農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき、ここに意見書を提出いたします。

令和4年8月22日

佐世保市長 朝長則男 様

佐世保市農業委員会会長 八並秀敏

1 生産資材等価格の高騰対策について

円安、原材料の供給不足、原油価格の高騰、ウクライナ侵攻などの影響により、生産資材等の価格高騰が止まるところを知りません。例えば、JA 全農の 6 月～10 月肥料価格が、80%～90%以上も値上げされるなど農業経営を圧迫しています。

国においては緊急に物価高騰対策として輸入小麦や肥料などの価格抑制、原油価格・物価高騰に対する支援策を行っておられます。また市におかれましても、6 月議会において補正予算を組んで肥料および粗飼料について支援を決定され、さらに燃油に対する支援も検討されていると伺っております。

これらにより、価格高騰による経営逼迫の緩和が期待されると思いますが、未だ価格が下がる兆候が見られず、今後も厳しい状況が続くものと思われます。市の財政状況が厳しいことは十分に承知しておりますが、次年度においても引き続き高騰対策、支援策を講じていただくようお願いいたします。

2 農業生産基盤の整備等

意欲ある生産者が継続して安定的に営農を行うためには、農地の生産基盤の整備は必要不可欠です。現在、市からは地域の農道（耕作道含む）の整備に対して、生コンクリートなどの原材料を支給していただいております。改めて感謝申し上げます。しかし、アスファルト舗装で、本格的な舗装工事を要しない損傷部分については、簡易アスファルトを支給していただき、地元で補修をしたいとの要望があがっております。補修のみでの材料支給は対象外であることは承知しておりますが、簡易アスファルトの支給についてご検討をお願いいたします。

また、電気柵の支給につきましても、有害鳥獣の被害防止に効果をあげており大変感謝申し上げます。しかし、支給される電気柵が乾電池式であり、しばしば電池切れにより有害鳥獣から侵入されることがあります。そのため、各農家では自前でバッテリーを購入するなどの対策をしているところです。ソーラー式の電気供給であれば電池切れの心配が無いため、希望によりソーラー式の電気柵についても支給できるようにご検討をお願いいたします。

次に「中山間地域等直接支払制度」や「多面的機能支払交付金事業」ですが、遊休農地化の防止や営農に必要な水路の維持などのために非常に効果をあげております。しかし、地域によっては書類作成等の事務手続きを担う人が居なくなり、実施地域の減少が懸念されているところです。そこで、手続きの簡素化や事務作業を委託ができる仕組みなどの支援をご検討いただきますようお願いいたします。

3 人・農地プランとデジタル技術の活用について

令和 4 年 5 月 27 日に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が公布されたことにより「人・農地プラン」が法定化され、市町村が「地域計画」を策定することとなりました。「地域計画」においては、地域に農業の担い手がいることが必須の要件ですので、新規就農者を支援して、将来担い手となる農家を育成していくことが重要です。そのため、

新規就農者に対する資金の援助のほか、研修等による就農前の技術習得につきましても支援をお願いします。

また、「地域計画」においては、農業委員会が「目標地図」の素案作成を担うこととされました。「目標地図」を作成して地域で話し合いをするためには、タブレット端末を用いることが前提となっております。さらに、農地法第30条にもとづいて毎年農業委員会が行っている農地の利用状況調査においても、タブレット端末を用いて調査を行う仕様が変わっています。タブレット端末利用の流れは、令和3年に農林水産省が取りまとめられた「農業DX構想」の中で「eMAFF・eMAFF 地図の現場活用」がプロジェクトの一つとして掲げられたことに端を発しており、今後ますますこの流れは加速するものと思われます。農業委員会業務を遂行するためには、必須となるタブレット端末の導入について、農業委員会に対する財政的な支援を賜りますようお願いいたします。

さらに、農林水産省は、「農業DX構想」により、ロボット、AI、IoT等のデジタル技術の導入、データの活用による農業の変革を掲げて、農業のDX化を意欲的に推進されております。市におかれましてもアスパラ、なす、菊、いちご等を中心に、スマート農業の普及に取り組んでおられますが、この農業DXの流れにのっとり、より一層の取り組みを強化していただきますようお願いいたします。

4 国土調査（地籍調査）の早期実施について

地籍調査事業については、本市では令和2年度に十箇年計画が策定され、市中心部を基本としつつ、令和3年度から都市周辺部の農村地域でも調査を進めていただいているところです。これらの地域では未調査地域が多く、法に基づく農地の利用状況調査等を実施する際、土地の正確な位置・境界の確認が難しい場合があります。

今後、世代更新が進むにつれて、ますます土地の正確な位置・境界の確認が困難になっていくことが懸念されます。農地の有効利用を図るためにも、地籍調査は必須のものです。都市周辺部の農村地域における調査を早期に実施していただきますようお願いいたします。